

令和7年度 第2回 香川地方労働審議会

～令和7年度行政運営の実施結果と今後の取組～

日時：令和8年3月11日（水） 15時～17時

場所：アイホール（高松市サンポート3-33）

厚生労働省 香川労働局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

第2 企業の人材確保に向けた支援

1	中小企業等に対する人材確保の支援	4
2	非正規雇用労働者への支援	6
3	リ・スキリングによる能力向上支援、ジョブ型人事の導入	7
4	成長分野等への労働移動の円滑化	10
5	多様な人材の活躍促進	11
6	女性活躍推進に向けた取組促進等	15
7	総合的なハラスメントの防止対策の推進	17
8	仕事と育児・介護の両立支援、多様な働き方の実現に向けた 環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進	19
9	安全で健康に働くことができる環境づくり	22
10	フリーランス等の就業環境の整備	29

第3 賃金の引上げに向けた支援

1 事業内最低賃金の引上げを図る中小企業・小規模事業者の 生産性向上に向けた支援の強化	30
2 最低賃金制度の適切な運営	31
3 同一労働同一賃金の遵守の徹底	32
4 賃上げの原資確保に向けた取組	33



第2 企業の人材確保に向けた支援 1 中小企業等に対する人材確保の支援

(1) ハローワークにおける求人充足サービスの充実

○ 求人者マイページを活用したオンラインでの求人受理を進めるとともに、求人者に対する求人条件緩和や魅力ある求人票作成の支援、事業所情報をきめ細かく収集するなど求人充足に向けたサービスを実施

<今年度の取組>

- ・事業所訪問により得た写真や情報を事業所訪問レポートとしてハローワーク内に掲示するほか、事業所情報セミナーの開催やコミュニケーションアプリ（LINE）を活用した求職者へのPRを拡充【①】
- ・求人条件緩和や魅力ある求人票作成の支援のため、求人者向けのセミナーを実施
- ・ハローワーク高松において、地域経済を支える主要産業として「製造業」、「卸売・小売業」「宿泊・飲食サービス業」の3分野を対象に充足支援を行う課題解決チーム（人材マッチングサポートチーム）を新たに設置し、きめ細かな人材確保コンサルティングなどを実施【②】【③】

【12月末現在 求人充足数 9,727件】（前年度同時期：10,444件）

<今後の取組（来年度に向けた方針）>

- ・上期に引き続き、事業所訪問による情報収集、求人条件緩和や魅力ある求人票作成等の求人充足に向けたサービスを積極的に実施
- ・人材マッチングサポートチームについては、人材確保コンサルティングによる求人充足に重点を置きつつ、近隣ハローワークとも連携し県内の求人充足支援のパフォーマンスを向上【求人充足率の令和8年度目標：18.3%】

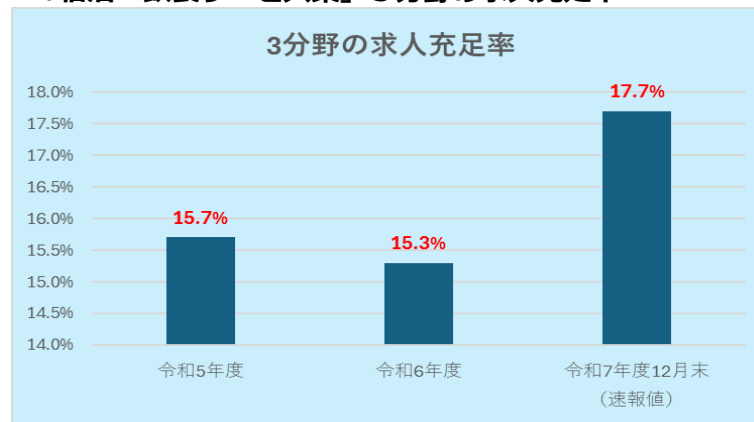
【①】事業所PRシート



【②】人材マッチングサポートコーナー



【③】ハローワーク高松における「製造」「卸売・小売業」「宿泊・飲食サービス業」3分野の求人充足率



(2) 人材確保対策コーナー等における人材確保支援

- 雇用吸収力の高い分野（医療・介護・保育・建設・運輸・警備分野）へのマッチング支援を強化するため、ハローワーク高松の「人材確保対策コーナー」や県内ハローワークにおいて、積極的な潜在求職者の掘り起こし、職業相談及び求人充足サービスを重点的に実施
- 各分野の関係団体及び地方公共団体との連携強化を図るため、「香川県人材確保対策推進協議会」（以下「人材確保協議会」という。）を開催し、関係団体同士のネットワークの構築と連携した人材確保に資する取組を協議

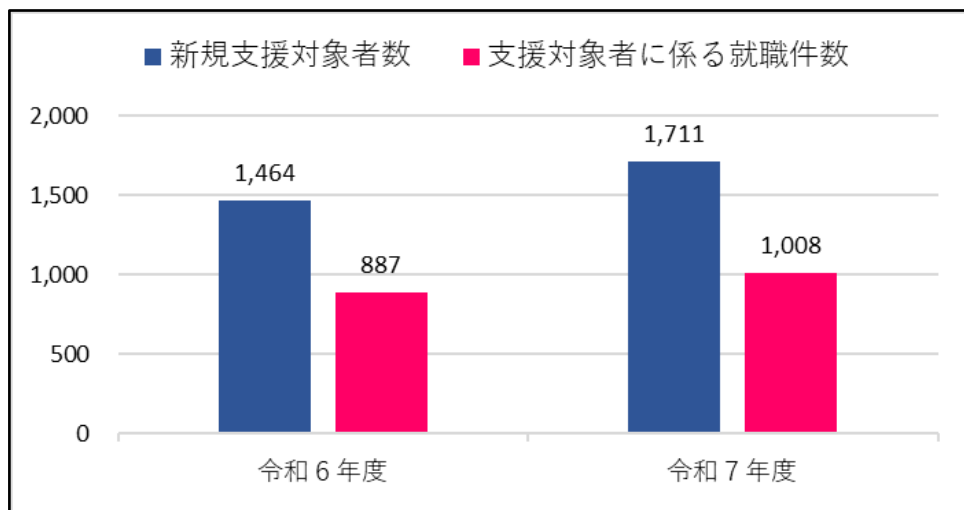
<今年度の取組>

- ・人材確保対策コーナーにおいて、雇用吸収力の高い分野にかかる支援対象求人及び求職者に対する重点的なマッチング支援を実施するとともに、医療・介護・保育分野に対しては集中的に事業所訪問等による充足対策を実施【①】
- ・人材確保協議会において策定した取組計画に沿ってセミナーや合同就職面接会などのイベントを着実に実施【②】

<今後の取組（来年度に向けた方針）>

- ・人材確保対策コーナーにおける重点的なマッチング支援を継続するとともに、県内ハローワークにおいて、医療・介護・保育分野の事業所への積極的な事業所訪問等を通じたアウトリーチ支援を実施
- ・各分野の関係団体及び関係行政機関との連携を深め、既存の取組の拡充及び新たな取組を検討し確実に実施

【①】 人材確保対策コーナー実施状況（1月末現在）



【②】 関係団体等と連携した人材確保のイベント（一例）

2026 2/4 水 10:00 ~ 11:00
 ~能力ある建設業~
 働き方改革
 キャリアアップ制度
建設業セミナー

① 建設業のお仕事について (一社) 建設業振興基金
 ② 県内の建設業、香川県の取組 香川県土木部土木監理課
 ③ ハローワークからのお知らせ ハローワーク高松

日時 2026年2月4日(水) 10:00~11:00
 場所 ハローワーク高松 3階大会議室
 定員 30名(事前予約制) 会場:定員を超える場合は、当日参加は可能です。
 申込み 申し込み方法: ハローワーク高松人材確保対策コーナー 電話: 087-806-0046

【主催】香川労働局・ハローワーク高松
 【協力】一般財団法人建設業振興基金
 【後援】香川県 一般社団法人香川県建設業協会

あなたのウェルビーイング実現のために全力で応援します
看護職のための 合同就職フェア 2026
 2026年3月1日(日) 13:00~15:30
 かがわ国際会議場(高松シンボルタワー タワー棟6階)
 〒760-0019 高松市宇治ノ一丁目1-1

参加資格 香川県内の病院
 1/29日より創設・創設予定・香川県看護協会HPにて参加施設名を掲載
 対象者 ・中途採用希望者
 (保健師・助産師・看護師・准看護士の資格をお持ちの方)
 ・看護学生のみなさん
 (2026年3月卒業予定者、2026年3月卒業予定者)

再就職、仕事復帰したい方 スキルアップを求めている方 定年退職予定の方 働き方を考えたい方

参加無料 随時自由 お子様連れOK 友達・家族などご同伴OK

●各施設の担当者に施設の雰囲気など直接質問
 ●ナースセンター・ハローワークの相談員による就職相談
 ※本イベント参加費は無料、会場費は別途あります。
 ※感染防止対策のため、マスクの着用をお願いいたします。

主催 香川県、香川労働局、ハローワーク高松、(社)香川県看護協会
 協賛(協力) 公益社団法人香川県看護協会 香川県ナースセンター 香川県高松市部分労働分団152-4 tel.087-864-9075
 https://kagawa-kango.com/kmf/

(1) 非正規雇用労働者の処遇改善・正社員化を行う企業への支援

- 非正規雇用労働者の処遇改善や正社員（多様な正社員を含む）への転換に取り組んだ事業主に対して支援を行うキャリアアップ助成金について、「年収の壁・支援強化パッケージ」として、年収の壁を意識せず働くことのできる環境づくりを後押しするために新設した「社会保険適用時処遇改善コース」のほか、「正社員化コース」、「賃金規定等改定コース」をはじめとした各コースの周知、活用勧奨を実施
- 「香川働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口やコンサルティング、セミナーの実施などと連携し、非正規雇用労働者の処遇改善や短時間正社員制度の導入等に向けたきめ細かな支援を実施
- 「多様な働き方の実現応援サイト」に掲載されている好事例の事業主及び労働者に対する周知により、非正規雇用労働者の処遇改善に係る事業主の取組機運を醸成

<今年度の取組>

- ・報告徴収、説明会等においてキャリアアップ助成金を周知し、助成金の支給を通じ非正規雇用労働者の処遇改善等を支援【①】
- ・企業担当者が集まる説明会等において、香川働き方改革推進支援センターによる支援を周知し、利用を勧奨【②】

<今後の取組（来年度に向けた方針）>

- ・引き続き、局、署所が一体となり、労働局の支援策にかかる広報を展開

【①】キャリアアップ助成金申請件数

コース名	令和6年度	令和7年度 (1月末現在)
正社員化コース	410件	610件
障害者正社員化コース	2件	4件
賃金規定等改定コース	25件	28件
賃金規定等共通化コース	1件	0件
賞与・退職金制度導入コース	11件	8件
社会保険適用時処遇改善コース (令和8年3月31日まで)	53件	36件
短時間労働者労働時間延長支援コース (令和7年7月1日新設)	—	33件

【②】働き方改革推進支援センター事業の活動状況（1月末現在）

実施内容	実施件数
相談（来所・電話・メール）	449件
コンサルティング (オンラインを含む)	323件
セミナーの開催	28件

第2 企業の人材確保に向けた支援

3 リ・スキリングによる能力向上支援・ジョブ型人事の導入

(1) 教育訓練給付等による労働者個人々の学び・学び直しの支援の促進

(2) 労働者のキャリア形成やリ・スキリングの取組を促すための相談支援事業等の拡充

- 令和7年10月に施行された、雇用保険被保険者が教育訓練を受けるための休暇を取得した場合に訓練期間中の生活費を支援する教育訓練休暇給付金や、雇用保険被保険者以外の者に対して教育訓練費用と生活費を融資する新たな融資制度（リ・スキリング等教育訓練支援融資）を周知
- 労働者の主体的なリ・スキリングによる能力向上支援の充実に向け、企業や学校に対する支援拠点として、高松市に「キャリア形成・リスキリング支援センター」を設置するとともに、県内全てのハローワークにも専門の相談コーナーを設置し、リ・スキリングに取り組む方へのジョブ・カード作成支援及び労働市場や職業・教育訓練等に関する情報を活用したキャリアコンサルティングを実施

<今年度の取組>

- ・各種教育訓練給付金制度や新たな融資制度について、関係団体への周知依頼、制度概要等のHP掲載及び各安定所で周知・広報を実施
- ・キャリアコンサルティング相談件数：1,208件 ジョブ・カード作成件数：1,739件 ジョブ・カード作成支援セミナー開催回数：101回（1月末現在）
- ・40代後半以降の中高年齢層を対象としたセミナー「中高年齢労働者の経験交流・キャリアプラン塾」への参加勧奨

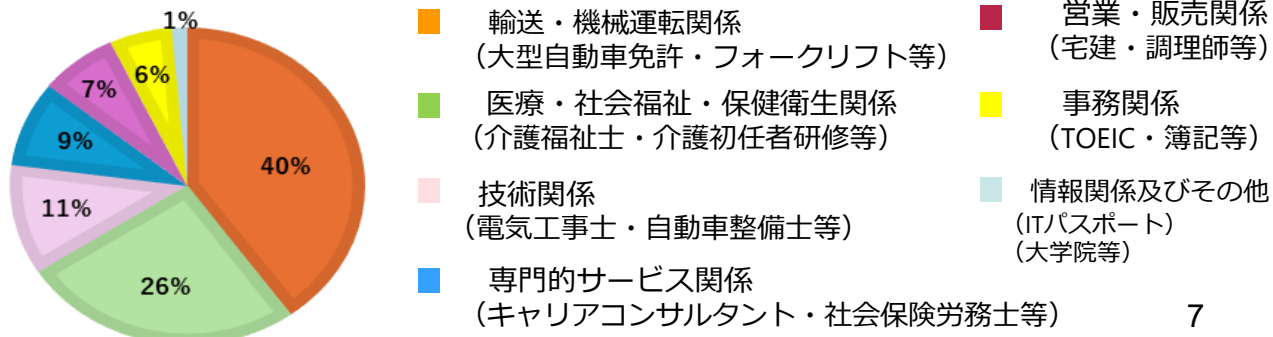
<今後の取組（来年度に向けた方針）>

- ・引き続き、教育訓練給付制度と新たに施行された「教育訓練休暇給付金」及び「リ・スキリング等教育訓練支援融資」について局、所一体となつての広報・周知を展開
- ・引き続き、局、所、キャリア形成・リスキリング支援センターが一体となり、労働者の主体的なキャリア形成及びリスキリングを促進するためのキャリアコンサルティングを推進

【①】教育訓練給付金受給者数の推移

	令和6年度	令和7年度 (1月末現在)
一般教育訓練	511人	398人
専門実践教育訓練	269人	217人
特定一般教育訓練	27人	41人

【②】令和7年度（1月末現在）一般教育訓練給付受給者の訓練内容（特定一般教育訓練を含む）



(3) 求職者支援制度の活用促進
(4) 公的職業訓練のデジタル推進人材の育成支援

- 求職者支援制度の活用促進と訓練受講者の就職率の向上を図り、雇用保険を受給できない者の安定した職業への再就職を促進【①】
- 訓練受講者の状況に応じた効果的な就職支援によるマッチングの向上を積極的に推進
- デジタル推進人材が質・量ともに不足し、都市圏への偏在といった課題を解決するため、職業訓練におけるデジタル分野の拡大を推進
<今年度の取組>

- ・ ホームページ、SNS等による求職者支援制度の周知広報を実施するとともに、求職者へ適切な受講あっせんを実施
- ・ 訓練受講者の早期就職を促進するために、訓練開始前から訓練終了後までのきめ細かな個別・伴走型支援を実施するとともに、訓練修了生歓迎求人の開拓に新たに取り組み、支援を強化【②】
- ・ デジタル分野の資格取得や、企業実習付コースへの訓練委託費の上乗せ措置に加え「DX推進スキル標準」に対応したコースに対する委託費の上乗せ措置を周知し、関係機関と連携した訓練実施機関へのコース設定を勧奨
- ・ 求職者に対する訓練実施機関によるデジタル分野のコース説明会をオンラインにて開催【③】【④】

<今後の取組（来年度に向けた方針）>

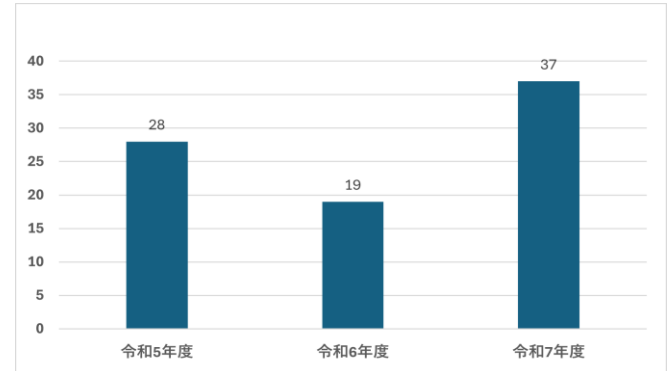
- ・ 引き続き、求職者支援制度の周知・広報の実施等による雇用保険を受給できない者の安定した職業への再就職のための支援を実施
- ・ 職業訓練受講者確保のため、求職申込みの段階で、職業訓練という選択肢を能動的に案内
- ・ 就職率が低い訓練分野について、訓練受講生と求人事業所のマッチングの機会を設け、就職支援を強化

【①】 求職者支援制度のご案内

【②】 訓練修了生歓迎求人リーフレット

【③】 訓練コース説明会

【④】 デジタル分野訓練オンライン説明会参加者数



(5) 人材開発支援助成金による人材育成の推進

○ 企業内での人材育成を支援する人材開発支援助成金「人への投資促進コース」「事業展開等リスキリング支援コース」について、労働局、ハローワークにおいて事業所への活用勧奨を実施

<今年度の取組>

- ・窓口でのリーフレットの手交や事業所訪問に加え、企業説明会、就職面接会に参加している企業のブースを訪問し、活用勧奨を実施【①】
 - ・社会保険労務士会主催の年度更新説明会に出席し、社会保険労務士会会員に対して事業所への周知依頼を実施
 - ・高松商工会議所主催の国・県・市の制度・補助金等説明会に出席し、会員企業に対して人材開発支援助成金について説明
- 【人材開発支援助成金の計画届受理件数 283件（前年度比163件増、1月末現在）【②】

<今後の取組（来年度に向けた方針）>

- ・引き続き、労働局、ハローワークにて人材開発支援助成金の活用勧奨に取り組み、人材育成の更なる推進

【①】 人材開発支援助成金

事業主の皆さま

人材開発支援助成金 (人への投資促進コース)のご案内

人材開発支援助成金の制度概要 ▶詳細はP4へ

事業主等が雇用する労働者に対して、事前に作成した計画に沿って職務に就いて訓練を受けた訓練を実施する場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。助成金が支給されるまでの主な流れは以下のとおりです。

人への投資促進コース ▶詳細はP2～3へ

企業内における労働者の人材育成を強力に支援するため、最長の後ままでのご要望でも、令和4～7年度の有償期間限定助成として「人への投資促進コース」による助成を行っています。「人への投資促進コース」には、以下の5つのメニューがあります。

- 定額制訓練
- 高度デジタル人材育成・成長分野等人材訓練
- 情報技術分野は企業別雇用促進訓練
- 自発的職業能力開発訓練
- 職業教育訓練休暇等制度

厚生労働省 都道府県労働局・ハローワーク LL070401規204

企業内での人材育成に取り組む事業主の皆さまへ

新規事業展開やDX推進等の人材育成に「人材開発支援助成金」が活用できます

～「事業展開等リスキリング支援コース」のご案内～

人材開発支援助成金は、事業主が雇用する労働者に対して訓練を実施した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部を助成する制度です。「事業展開等リスキリング支援コース」では、新たな事業の立ち上げなど、事業展開等に不可欠となる知識および技能を習得させるための訓練を助成の対象としています。

支給対象

対象者 事業主：雇用促進適用事業所の事業主
労働者：雇用促進適用労働者

訓練 ① 訓練時間数が10時間以上であること
② OFF-JT（企業の事業活動と区別して行われる訓練）であること
③ 職務に関連した訓練で、以下のいずれかに該当する訓練であること

- 企業において事業展開を行うに当たり、新たな分野が必要となる専門的な知識および技能の習得をさせるための訓練
- 事業展開が行われない、事業主において企業内のデジタル・デジタルトランスフォーメーション（DX）化やグリーン・カーボンニュートラル化を進めるに当たり、これに関連する業務に専事させる上で必要となる専門的な知識及び技能の習得をさせるための訓練

注：本コースでは、事業展開などの要件を満たした「事業展開等訓練」(後述第1～3項)を従来同様訓練と併せて助成する対象となります。助成対象外の訓練は、訓練期間が2週間以内、賃金が10万円以内、賃金が10万円以内です。

【注】「事業展開等訓練」は、訓練期間が3か月以内、3か月以内に実施し、3か月以内に完了し、かつ、賃金が10万円以内、賃金が10万円以内です。

【注】「事業展開等訓練」は、訓練期間が3か月以内、3か月以内に実施し、3か月以内に完了し、かつ、賃金が10万円以内、賃金が10万円以内です。

助成率・助成額

経費助成率	賃金助成率 (1人1時間)	1事業所1年度あたりの助成総額
中小企業 75%	大企業 60%	1,000円
大企業 50%	500円	1億円

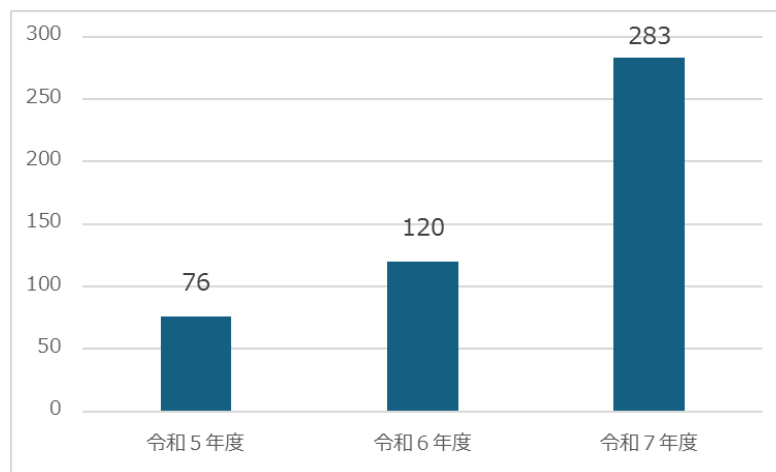
② 受領者1人あたりの経費助成総額

10時間以上100時間未満	100時間以上200時間未満	200時間以上
中小企業 大企業 30万円 20万円	中小企業 大企業 40万円 25万円	中小企業 大企業 50万円 30万円

注1：1人1コースにつき、訓練費、定額制サービスによる訓練経費は併用はできません。
注2：定額制サービスによる訓練の経費助成総額は、受領者1人1月あたり2万円です。

厚生労働省 都道府県労働局・ハローワーク LL070401規205

【②】 計画届受理件数（同期比較、1月末現在）



第2 企業の人材確保に向けた支援 4 成長分野等への労働移動の円滑化

(4) 地域雇用の課題に対応する地方公共団体等の取組の支援 (5) 都市部から地方への移住を伴う地域を越えた再就職等の支援

- 地方公共団体の首長と労働局長における「雇用対策協定」の締結により各種雇用対策の実施について連携（令和8年1月末現在：香川県、観音寺市、三豊市、東かがわ市、坂出市及び小豆地域（土庄町、小豆島町）と締結済）
- 東京圏及び大阪圏を中心に、香川県内での就職を希望する方にハローワークの全国ネットワークを活用した職業紹介や生活関連情報の提供等を一体的に行うとともに、求職者の希望を踏まえた効果的な誘導を行い、個人のニーズに応じた支援を実施

<今年度の取組>

- ・ 国と市が共同で運営する「ふるさとハローワーク」（善通寺市）について、求人情報の提供及び職業相談・職業紹介等の継続実施
- ・ 雇用対策協定に基づき、小学生や保護者を対象とした地元企業の認知向上と職業理解を深めるため、「おしごと教室」を開催（観音寺市、坂出市）【③】
- ・ 過疎化が進む小豆地域における地域の特性を活かした「魅力ある雇用」や「それを担う人材」の維持・確保を図るための取り組みを地域の関係機関とハローワークが協働実施する「島ワークプロジェクト（地域雇用活性化推進事業）」の活動を発展的に再開
- ・ 東京、大阪で開催された香川県主催の移住フェアにおいて、職業相談ブースを設け、ハローワークの職員2名を派遣し、移住希望者に対して職業相談等を実施【④】

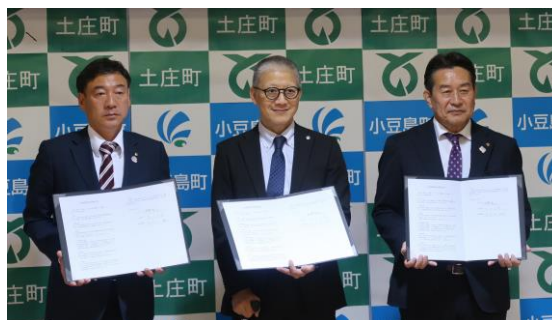
<今後の取組（来年度に向けた方針）>

- ・ 雇用対策協定を未締結の自治体との新たな連携や協定締結を推進するとともに、若者の県外流出や移住に伴う就職支援など地域課題に対応した取り組みを実施【①】【②】

【①】雇用対策協定概要



【②】雇用対策協定締結式



【③】おしごと教室

地元企業 × ハローワーク コラボイベント

夏休み親子おしごと教室 を開催しました！

夏休み中の小学生と保護者を対象に、しごとについて理解を深めるイベント「夏休み親子おしごと教室」を開催しました。
職業体験や工場見学を行い、68家族169人にご参加いただきました。

1日目
ハローワークで 自分発見 & なりきり体験

ハローワーク職員になりきって、おしごと相談にチャレンジ♪

【④】香川県移住フェアin大阪（11月16日）



(2) 障害者の就労促進

- 法定雇用率のさらなる引き上げを踏まえた障害者雇用の気運醸成、民間企業への指導・支援の強化
- 中小企業を中心とした障害者雇用の経験やノウハウが不足している企業への支援

<今年度の取組>

- ・ 労働局職員や障害者雇用に積極的な企業担当者が、法定雇用率未達成企業等に対し、障害者雇用の進め方やノウハウを紹介する事業主向けシンポジウムを開催【①】
- ・ 「もにす」認定通知書交付式にあわせて、局長と認定企業による公開対談を実施。取組内容や工夫のポイントを発信することで、障害者雇用のロールモデルとして地域への認知を促進【②】
- ・ ハローワークによる企業訪問を通じ、法定雇用率未達成企業等に対し障害者雇用の必要性や支援制度を説明し、雇用促進を指導・支援

<今後の取組(来年度に向けた方針)>

- ・ 法定雇用率未達成企業への個別支援を強化するとともに、令和8年7月の雇用率引き上げにより新たに雇用が必要となる事業主をリスト化し、優先支援対象企業への周知を重点的に実施
- ・ あらゆる会議等の機会を活用し、ハローワーク、障害者就業・生活支援センター、障害者職業センターとの情報共有を密にするとともに、香川県が今年度開始した障害者雇用・定着支援事業を活用し、関係機関との連携による障害者雇用の促進【③】

【①】 事業主向けワークショップ案内



【②】 「もにす」認定通知書交付式や局長との対談の様子



【③】 障害者の就職件数



(3) 外国人求職者等への就職支援

- 外国人留学生等に対する相談支援の実施
- ハローワーク等における多言語相談支援体制の整備
- 外国人労働者の適正な雇用管理に関する助言・援助等の実施

<今年度の取組>

- ・しごとプラザ高松における「留学生コーナー」を中心に、就職準備に向けたガイダンス、説明会・面接会の実施【①】
- ・ハローワーク高松の外国人雇用サービスコーナーに通訳員1名を配置し、職業相談を実施（毎週火曜日：午後、木曜日：午前）
また、ハローワーク高松・丸亀・坂出・観音寺、しごとプラザ高松において「多言語機能音声翻訳機器」の活用
- ・年度当初に「事業所訪問指導に係る計画」を策定し、事業所に対して外国人雇用管理に関する助言・援助等を実施【②】
- ・オンラインで毎月受講可能となった外国人労働者雇用労務責任者講習の受講勧奨により、外国人労働者の適正な雇用管理を推進

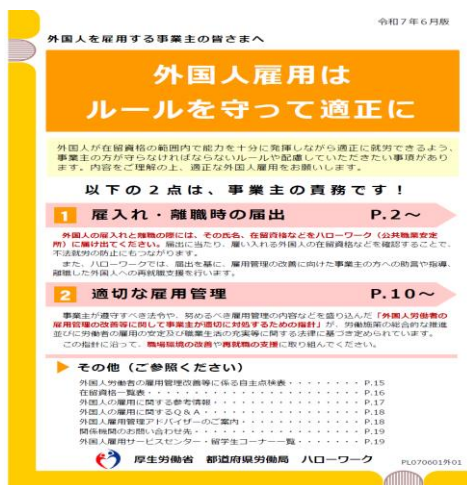
<今後の取組（来年度に向けた方針）>

- ・事業所向けの雇用管理セミナーの実施や、事業所訪問による適正な雇用管理状況の確認・改善の助言等を実施【③】

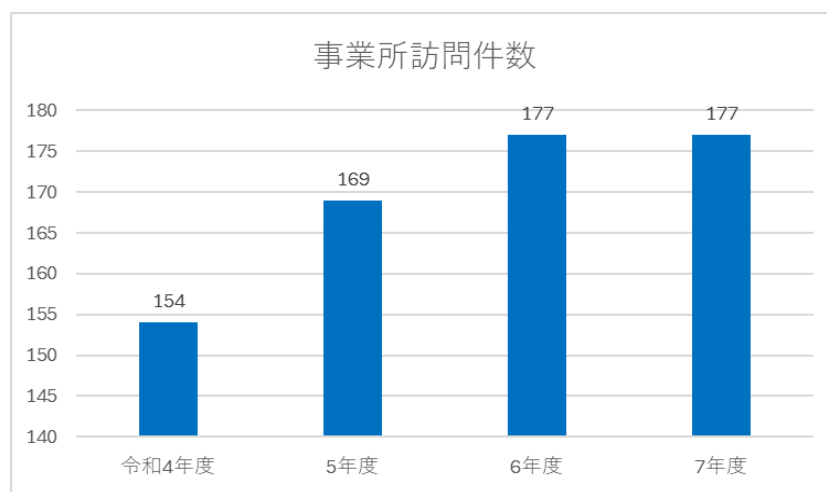
【①】「外国人留学生のみなさんへ」
香川労働局独自リーフレット



【②】「外国人を雇用する事業主の皆さまへ」



【③】外国人雇用事業所訪問（指導）実施状況（12月末現在）



第2 企業の人材確保に向けた支援 5 多様な人材の活躍促進

- (4) 就職氷河期世代を含む中高年層へ向けた就労支援
- (5) 地域若者サポートステーションにおける若年無業者等への就労支援
- (6) 新卒応援ハローワーク等における多様な課題を抱える新規学卒者等への支援

- 各ハローワークにおいて、就職氷河期世代を含む中高年層（ミドルシニア）の不安定就労者・無業者を対象として、キャリアコンサルティング、生活設計面の相談、職業訓練のアドバイスなど、安定した雇用の実現等に向けた支援を実施【①】【②】
- 県内2か所に設置する地域若者サポートステーションでは、就労に当たって様々な課題を抱える若年無業者や40代・就職氷河期世代の職業的自立に向けた各種プログラムや職場定着のための支援メニューを実施
- 新規学卒者において、未就職のまま卒業する学生及び生徒（以下「学生等」という。）や、就職活動に当たり特別な支援を要する新規学卒者等が一定数存在しており、個々のニーズに応じた担当者制によるきめ細かな支援を実施

<今年度の取組>

- ・ 専門窓口において、地域若者サポートステーションと月1回の連絡会議を実施し、対象者の誘導など支援体制を構築
- ・ 地域若者サポートステーション登録者に対して、コミュニケーション能力の向上などの支援や職場見学・職場体験による就労支援を実施し、就職後にはメール等による状況確認を行い定着支援を全員に実施（職場見学・職場体験実施件数 12月末現在100件）【③】
- ・ 高校生とその保護者を対象とした企業説明会の開催したほか、3月に県下関係機関と協働での就職面接会「かがわーくフェア」を開催。未内定学生のほか就職活動期ではない学生のキャリア支援を目的とし、県内企業の理解を促進。

<今後の取組（来年度に向けた方針）>

- ・ 引き続き、地域若者サポートステーションにおいては、個別の支援計画を作成し利用者の個別ニーズを踏まえたプログラムを実施するとともに、就職後の職場定着やステップアップに向けたフォローアップを実施
- ・ 県、労使団体等で構成される中高年世代活躍応援プロジェクトを活用した支援事業において、就職氷河期世代を含む中高年世代を対象とした企業説明会や企業向けの支援を実施
- ・ 新卒者等の県内就職の促進と学校生活のできる限り早期から職業意識形成支援をはじめ県内企業の魅力発信を支援するとともに、就職活動に困難な課題を抱える学生等への支援や、就職後の職場定着を含めた総合的な支援を実施

【①】 専門窓口の取組実績（12月末現在）

	令和6年度	令和7年度
チーム支援対象者正社員就職率	30.3%	54.3%
セミナー開催実績	22回・162人参加	19回・111人参加
ミニ面接開催実績	6回・62人参加	7回・64人参加

【②】 中高年世代活躍応援イベント

【③】 かがわ若者サポートステーション

(1) 民間企業における女性活躍促進のための支援

○ 労働者数301人以上の事業主に対し、男女の賃金の差異に係る情報公表等について、報告徴収等の実施により着実に履行確保

<今年度の取組>

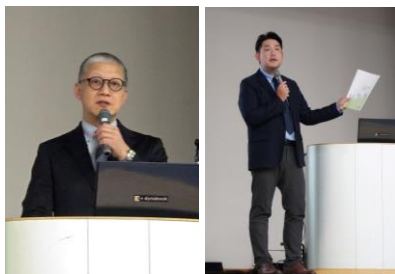
- ・ おおむね年に1回情報公表を行っていない企業を含めて、報告徴収を12月末までに27件実施したほか、電話督促を実施【①】
- ・ 改正女性活躍推進法及び女性の活躍推進企業データベース等を周知するため、令和8年2月16日に説明会を開催したほか、地方公共団体の説明会等で周知し、利用勧奨【②】
- ・ 認定通知書交付式等により認定制度を周知し、女性活躍の機運を醸成【③】【④】
- ・ 報告徴収等で訪問する企業に対し、えるぼし認定を、より一段高い取組を行っている企業に対し、プラチナえるぼし認定を取得勧奨

<今後の取組（来年度に向けた方針）>

- ・ 引き続き、報告徴収や情報公表の督促等の実施により、法の履行確保及び女性の活躍推進企業データベース等を周知し、利用勧奨
- ・ 香川県内初のプラチナえるぼし認定企業の誕生に向け、労働局長訪問等により候補企業の発掘及び取得勧奨

【①】 男女の賃金の差異の公表状況及び【②】 改正女性活躍推進法等説明会の様子
一般事業主行動計画の策定状況
(12月末現在)

対象企業数	公表企業数	進捗率
111社	111社 ・更新済み106社 ・未更新5社	公表率 100.0% 更新率 95.5%



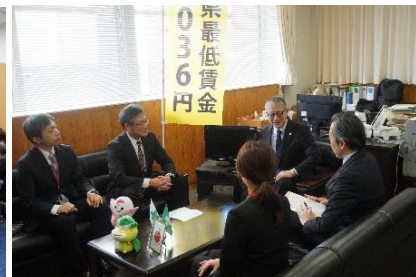
【③】 認定交付式・対談の様子



【④】 えるぼし認定状況（全体）

企業規模	301人以上	300人未満
3段階目	10社	13社
2段階目	5社	1社
合計	15社	14社

企業規模	対象企業数	届出企業数	届出率
301人以上	111社	111社	100%
101人～300人	329社	328社	99.7%
100人以下	—	186社	—



【⑤】 えるぼし新規認定状況

令和6年度	令和7年度 (1月末現在)
6社	5社

(2) マザーズハローワーク等による子育て中の女性等に対する就職支援の実施

- 子育て中の女性等を対象とした専門窓口（マザーズコーナー）をしごとプラザ高松、ハローワーク丸亀に設置し、個々のニーズに応じた就職支援を実施【①】
- 地域の子育て支援拠点や関係機関と密接に連携して、潜在的求職者に対するアウトリーチ型支援を実施するとともに、ホームページやSNSを活用した情報発信を強化し、利用者増加及び各種支援サービスを周知

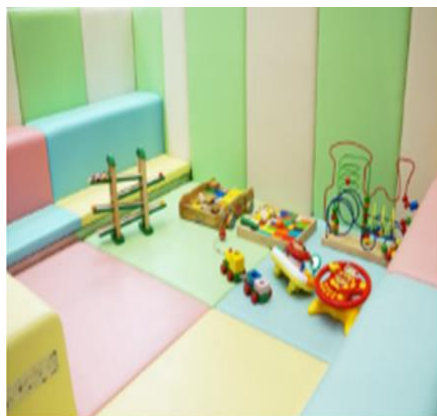
<今年度の取組>

- ・ 様々な子育ての課題を抱えている求職者に対する、担当者制による就職までのきめ細やかな支援を実施【②】
 - ・ 子育て中の就職活動をサポートする就職支援セミナーを実施
 - ・ 地域の子育て支援拠点や関係機関へ出張相談を実施【③】
 - ・ 「仕事と子育てが両立しやすい求人」の開拓の実施【④】
- 【就職件数（12月末現在）：552件】

<今後の取組（来年度に向けた方針）>

- ・ 引き続き、地域の子育て支援拠点や関係機関と連携し、アウトリーチ型支援の充実を図るとともに、ホームページやSNSを活用した情報発信を強化し、利用者増加及び各種支援サービスを周知

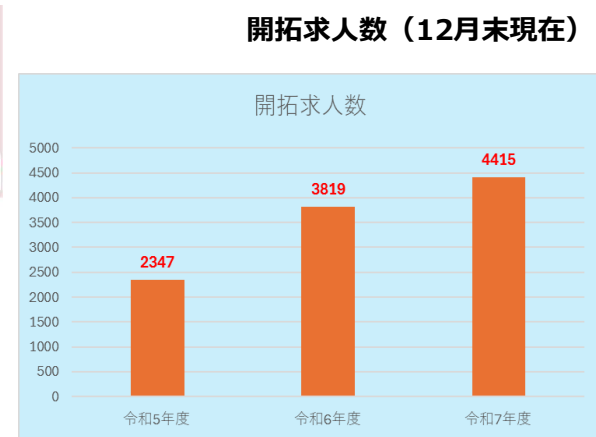
【①】 コーナーの様子



【②】 しごとプラザ高松マザーズコーナー

【③】 多度津町出張相談

【④】 「仕事と子育てが両立しやすい求人」の開拓



第2 企業の人材確保に向けた支援

7 総合的なハラスメントの防止対策の推進

(1) 相談支援を含む総合的なハラスメント防止対策の推進

- 各種ハラスメント（パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント）について、職場における防止対策が講じられるよう、法の履行確保を図り、働く環境改善を支援
- 企業の理解・準備は着実に進み、各種ハラスメントに関する社会的認知も広がっているものの、労働相談において、相談件数は高止まり【①】
- 職場における各種ハラスメントの防止措置を講じていない事業主に対し厳正な指導を実施すること等による法の履行確保
また、顧客等からのカスタマーハラスメントや、求職者等に対するセクシュアルハラスメントなど、令和8年10月1日施行の改正法について、周知を行い、法の履行確保

<今年度の取組>

- ・相談端緒のハラスメント防止措置を講じていない企業等に対して、年間計画に基づき指導を実施【②】
- ・労使間の紛争について紛争解決援助の制度活用を促し、早期の紛争解決を支援【③】
- ・求職者等に対するセクシュアルハラスメント等について、県内大学等の労働法制講義（4回）の中で、学生に対して説明
- ・令和7年6月11日公布の改正法について、外部主催を含めて各種説明会等での周知
- ・12月の「職場のハラスメント撲滅月間」の実施及び「職場におけるハラスメント対策シンポジウム」の開催等を広報にて周知

【①】 ハラスメントに関する相談件数

【②】 企業の指導件数

【③】 紛争解決援助制度等件数

	令和6年度	令和7年度 (12月末現在)
セクシュアルハラスメント	60件	34件
妊娠・出産等ハラスメント	26件	30件
パワーハラスメント	771件	567件
いじめ・嫌がらせ	424件	309件

	令和6年度	令和7年度 (12月末現在)
年間計画数	30件	34件
実績	52件	34件
進捗率	173.3%	100.0%

	令和6年度	令和7年度 (12月末現在)
セクシュアルハラスメント	2件 (1件)	2件 (1件)
妊娠・出産等ハラスメント	0件	2件 (2件)
パワーハラスメント	23件 (2件)	19件 (2件)
いじめ・嫌がらせ	1件 (0件)	8件 (0件)

※ () 内は、調停の申請件数であり内数

第2 企業の人材確保に向けた支援 7 総合的なハラスメントの防止対策の推進

(1) 相談支援を含む総合的なハラスメント防止対策の推進

<今後の取組（来年度に向けた方針）>

- ・12月の「ハラスメント撲滅月間」に集中的な広報を実施し、ハラスメントのない職場づくりを推進【④】 【⑤】
- ・引き続き法の履行確保に取り組むほか、改正労働施策総合推進法等について周知を実施

【④】 就活セクハラ防止啓発ポスター



12月は職場のハラスメント撲滅月間で

2025年12月10日(水)、
職場におけるハラスメント対策シンポジウムを
オンラインで開催します。

シンポジウムの概要及び参加の申し込みは、二次元QRコードまたは下記URLからご確認ください。
<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium>

●当社のハラスメント相談窓口はこちら

●ハラスメント対策の総合サイト
あかるい職場応援団
<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

【⑤】 カスハラ防止啓発ポスター



12月は職場のハラスメント撲滅月間で

2025年12月10日(水)、
職場におけるハラスメント対策シンポジウムを
オンラインで開催します。

シンポジウムの概要及び参加の申し込みは、二次元QRコードまたは下記URLからご確認ください。
<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/symposium>

●当社のハラスメント相談窓口はこちら

●ハラスメント対策の総合サイト
あかるい職場応援団
<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

【⑥】 カスハラ防止啓発ポスター（香川県との共同制作）



(1) 仕事と育児・介護の両立支援

- 男女ともに仕事と育児・介護を両立し、誰もが活躍できる社会を実現するために、令和7年4月より段階的に施行された改正育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法（以下、「次世代法」という。）の周知及び法の履行確保
- 改正育介法や両立支援助成金等について、企業指導や説明会等のあらゆる機会を捉え、周知を実施
- 「くるみん」等の次世代法に基づく認定制度の認知度を高め、認定取得促進を図る取組を実施
- 令和7年4月から創設されている子の出生後一定期間内に被保険者とその配偶者がともに一定期間以上の育児休業を取得した場合に支給する「出生後休業支援給付」及び2歳未満の子を養育するために所定労働時間を短縮して就業した場合に支給する「育児時短就業給付」について周知を実施

<今年度の取組>

- ・年間計画に基づき計画的な調査を行い、法違反が認められた場合は是正指導等を実施【①】
- ・改正育介法についてオンライン説明会を開催するとともに両立支援助成金（令和7年10月施行）について周知を実施【②】【③】
- ・次世代法に基づく認定制度について、積極的な取得勧奨および認定取得意欲企業へのフォローアップに取り組んだ結果、令和7年度は「くるみん」認定企業として13社、「プラチナくるみん」認定企業として4社、「プラチナくるみんプラス」認定企業として1社を認定（1月末現在）【④】【⑤】
- ・今年度から認定企業の認定通知書交付式とともに、局長と認定企業との公開対談を開始し、取組内容や工夫した点等を発信することで認定制度の認知度アップ、認定企業のさらなる取組促進と県内企業への波及効果を期待【⑥】
- ・各種給付金について、事業主の手続き簡素化などに資するための香川局独自の必要書類チェックリストを作成しHPでの公開、窓口での配布を実施【⑦】

<今後の取組（来年度に向けた方針）>

- ・企業指導や説明会等のあらゆる機会を捉えた改正法周知及び法の履行確保の継続的な実施
- ・次世代法に基づく一般事業主行動計画策定・届出等義務企業への働きかけの実施による法の履行確保【⑧】
- ・認定企業の増加促進のための積極的な認定通知書交付式の開催や局長企業訪問による認定企業事例等の広範な周知の実施
- ・引き続き各種給付金について、事業主及び労働者に対して、局・所が一体となって丁寧な情報発信・周知を展開

第2 企業の人材確保に向けた支援 8 仕事と育児・介護の両立支援、多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進

(1) 仕事と育児・介護の両立支援

【①】企業への育介法指導件数

	令和6年度	令和7年度 (1月末現在)
年間計画数	40件	81件
実績	41件	81件

【②】両立支援等助成金(令和7年10月施行)

■ 改正法施行に伴い、両立支援等助成金(柔軟な働き方選択制度等支援コース)が新しくなります。

■ 対象となる中小企業事業主の皆様においては、育児中等業務代替支援コース、出張両立支援コースなどとともに、積極的な活用をご検討ください。

柔軟な働き方選択制度等支援コースが新しくなります

育児を行う労働者の柔軟な働き方を可能とする制度を3つ以上導入し、制度を利用した労働者に対する支援を行った場合等の助成です。

令和7年10月からは

■ 改正法に基づき、事業主は、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置を2つ以上選択し導入する必要があることとなります。

① 制度を3つ導入し、対象労働者が制度を利用した場合 20万円
制度を4つ以上導入し、対象労働者が制度を利用した場合 25万円
となります。

② 3歳未満の小学校就学前までの子を養育する労働者が利用できる、次の制度
● 柔軟な働き方支援コース(柔軟な働き方支援コース) ● 育児中等業務代替支援コース
● 出張両立支援コース ● 育児サービスの手配及び費用補助
● 育児休業取得支援コース(育児休業取得支援コース)

③ ①と②の制度について、小学校就学前までの子を養育する労働者が利用できるものとした場合 20万円(要約なし)

④ 育児休業取得状況等の情報を指定のウェブサイト上で公開した場合 2万円(要約なし)

【③】両立支援等助成金申請件数

コース名	件数		
	令和6年度	令和6年度 1月末現在	令和7年度 1月末現在
出生時両立支援コース	37件	32件	30件
介護離職防止支援コース	15件	14件	6件
育児休業等支援コース	101件	85件	72件
育休中等業務代替支援コース	2件	2件	26件
柔軟な働き方選択制度等支援コース (令和6年10月1日新設)	2件	2件	10件
不妊治療及び女性の健康課題対応両立支援コース(令和7年4月1日新設)	—	—	1件

【④】次世代法認定状況(全体)

	くるみん	プラチナくるみん
合計	67社	14社 (うち3社はプラス認定)

【⑤】次世代法認定状況

	令和6年度	令和7年度 (1月末現在)
くるみん	6社	13社
プラチナくるみん	2社	4社
プラチナくるみんプラス	0社	1社

【⑥】認定通知書交付式や局長との対談の様子



【⑧】次世代法に基づく一般事業主行動計画策定届出企業数(1月末現在)

	対象企業数	届出企業数	届出率
301人以上	111社	110社	99.0%
101人以上300人以下	330社	322社	97.5%
100人以下	—	515社	—

【⑦】香川労働局独自リーフレット



第2 企業の人材確保に向けた支援

8 仕事と育児・介護の両立支援、多様な働き方の実現に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進

(2) 多様な働き方に向けた環境整備、ワーク・ライフ・バランスの促進

- 人材確保等支援助成金（テレワークコース）の相談・申請があった企業等に対し、「テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン」に沿った助言や、テレワーク相談センター及びセミナーの案内、様々な機会を捉えての施策の周知などの支援を実施
- 年次有給休暇を取得しやすい時季に集中的な広報を行う等により、年次有給休暇の時季指定義務の周知徹底、計画的付与制度及び時間単位年次有給休暇の導入促進、選択的週休3日制度等の情報提供を実施

<今年度の取組>

- ・ 令和7年11月に地域情報化アドバイザー四国会議にて、人材確保支援助成金（テレワークコース）について説明【①】
- ・ 働き方・休み方改善コンサルタントの事業場訪問時に、テレワークの導入支援を実施し、人材確保支援助成金（テレワークコース）の活用を勧奨【②】
- ・ 年次有給休暇の取得促進について、周知用ポスター及びリーフレットを活用し、地方公共団体及び関係団体へ周知を依頼【③】

<今後の取組（来年度に向けた方針）>

- ・ 引き続き、局、署所が一体となり、労働局の支援策にかかる広報を展開

【①】 地域情報化アドバイザー四国会議 【②】 働き方・休み方改善コンサルタントの活動状況

	令和6年度	令和6年度 (1月末現在)	令和7年度 (1月末現在)
訪問支援実施件数	130件	107件	100件

【③】 行政機関及び各種事業者団体等への周知依頼件数

	令和7年度 (1月末現在)
リーフレット送付件数	93件

【④】 有給休暇取得促進リーフレット

令和7年度
香川労働局オリジナル

春季バージョン

第2 企業の人材確保に向けた支援

9 安全で健康に働くことができる環境づくり

(2) 労働条件の確保・改善対策

- 基本的労働条件の枠組み及び管理体制の確立・定着のため、監督指導等により労働基準関係法令の遵守の徹底を図るとともに、重大・悪質な事案に対して司法処分を含め厳正に対処
- 技能実習生及び特定技能外国人等の外国人労働者を使用する事業場について、労働基準関係法令違反の疑いがある事業場に対して重点的に監督指導を実施し違反が認められた場合には出入国在留管理局等への通報を行うとともに、重大・悪質な事案に対して司法処分を含め厳正に対処
- 自動車運転者について、違法な長時間労働等が疑われる事業場に対して的確に監督指導を実施し、運行管理に関する重大な違反の疑いが認められた場合には、地方運輸機関への通報を実施

<今年度の取組>

- ・基本的労働条件の枠組み及び管理体制の確立・定着のため、定期監督及び申告監督を実施するとともに、重大・悪質な事案に対して司法処分を実施【①】【②】
- ・四国地域の国、県の関係機関等による「技能実習法に係る四国地区地域協議会を7月3日に開催するとともに、技能実習生及び特定技能外国人等に係る労働基準関係法令違反について出入国在留管理局等へ通報を実施【③】
- ・自動車運転者を雇用する事業場に対して監督指導を実施し、運行管理に関する重大な違反の疑いがあるもの等について地方運輸機関へ通報を実施【④】

<今後の取組（来年度に向けた方針）>

- ・引き続き、申告監督、労働者からの相談・情報に基づく監督を優先して実施するとともに、重大・悪質な事案に対して、司法処分を含め厳正に対処

【①】 定期監督及び申告監督の実績

	令和6年度	令和7年度（1月末現在）
定期監督実施件数	1,132件	767件
申告監督実施件数	199件	161件

【②】 重大・悪質な事案に対する司法処分

	令和6年度	令和7年度（1月末現在）
労働基準法・最低賃金法に係る送検件数	0件	4件
労働安全衛生法に係る送検件数	4件	10件

【③】 出入国在留管理局等への通報等（1月末現在）

出入国在留管理局等への通報件数	26件
出入国在留管理局等からの通報に基づき調査し、回報した件数	42件

【④】 四国（香川）運輸（支）局への通報等（1月末現在）

四国（香川）運輸（支）局への通報件数	10件
四国（香川）運輸（支）局からの通報に基づき調査し、回報した件数	1件

第2 企業の人材確保に向けた支援

9 安全で健康に働くことができる環境づくり

(3) 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

- 香川労働局第14次労働災害防止計画に基づく災害防止対策等の取組について周知を実施【①】 【②】
- 安全衛生対策に取り組むことが経営や人材確保の観点からもプラスとなることを含め、事業者が自発的に安全衛生対策に取り組む必要性や意義等について周知啓発を実施

<今年度の取組>

- ・ 6月に各労働基準監督署で開催した全国安全週間周知会（県内7か所）での周知を実施
- ・ 7月に開催した香川産業安全衛生大会（参加者約450名）において周知を行うとともに、積極的に安全衛生対策に取り組む事業場（4事業場）に対して表彰を行い、事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むことへの周知啓発を実施【③】
- ・ 各種説明会において周知を実施

<今後の取組（来年度に向けた方針）>

- ・ 6月に署において全国安全週間周知会を開催
- ・ 7月に災害防止団体と連携した香川産業安全衛生大会を開催し、安全衛生対策に取り組む事業場の表彰を実施
- ・ 引き続き、局・署においてあらゆる機会を通じて周知啓発

【①】 香川労働局第14次労働災害防止計画の概要

計画の期間

令和5年（2023年）4月1日～
令和10年（2028年）3月31日

8つの重点事項

① 自発的に安全衛生対策に取り組むための周知啓発 社会的に評価される環境整備、災害情報の分析強化、DXの推進	⑤ 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進
② 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進	⑥ 業種別の労働災害防止対策の推進 製造業、陸上貨物運送事業、建設業
③ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進	⑦ 労働者の健康確保対策の推進 メンタルヘルス、過重労働、産業保健活動
④ 多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進	⑧ 化学物質等による健康障害対策の推進 化学物質、石綿、粉じん、熱中症、騒音、電磁放射線

【②】 香川県内の業種別労働災害発生状況（1月末現在）

業種	令和6年		令和7年	
	死傷者数	コロナ	死傷者数	コロナ
製造業	344 (3)	0	324 (5)	0
建設業	130 (2)	0	131 (3)	0
運輸交通業	169 (1)	0	184 (0)	0
商業	158 (0)	0	181 (1)	0
保健衛生業	122 (0)	253	121 (1)	67
全産業	1191 (10)	253	1193 (11)	67

注1：死傷者数は新型コロナウイルス感染症のり患によるものを除いたもの

注2：（ ）内は死亡者数で、死傷者数の内数

注3：赤文字は新型コロナウイルス感染症のり患により被災した労働者数で外数

【③】 7月3日開催の香川産業安全衛生大会の様子



(3) 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

- 小売業や介護施設を中心に増加傾向にある「転倒」及び腰痛等の「動作の反動・無理な動作」など、労働者の作業行動に起因する労働災害（行動災害）の労働災害防止対策について、協議会の設置・運営、自主的な安全衛生活動の導入を支援する取組【①】
- 「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）及び「エイジフレンドリー補助金」の周知
- 業種別（製造業、建設業、陸上貨物運送業）の労働災害防止対策の周知・指導の実施

<今年度の取組>

- ・ 9月に香川県小売業 + safe協議会を、10月に香川県社会福祉業 + safe協議会をそれぞれ開催し、2月に介護施設向けの研修会を開催
- ・ 高齢労働者の労働災害の増加を踏まえ、高齢労働者及び業種別の労働災害防止対策として、局、署で実施する各種説明会、監督指導・個別指導等において安全衛生対策及び改正労働安全衛生法等の周知・指導を実施
- ・ 12月に年未年始ゼロ災香川推進運動を展開し、局長と香川県知事による建設現場の安全衛生パトロールを実施【②】

<今後の取組（来年度に向けた方針）>

- ・ + safe協議会の開催及び活性化
- ・ 引き続き、改正労働安全衛生法等を踏まえた高齢労働者及び業種別の労働災害防止対策の周知・指導の実施
- ・ 年未年始ゼロ災香川推進運動の展開

【①】年代別労働災害発生状況（1月末現在）

	令和6年			令和7年		
	全災害	うち 転倒	うち 動作の 反動等	全災害	うち 転倒	うち 動作の 反動等
20歳未満	19	3	3	25	1	2
20歳～29歳	156	20	24	159	23	14
30歳～39歳	149	16	37	137	14	21
40歳～49歳	217	36	33	217	36	26
50歳～59歳	322	88	45	311	80	31
60歳～69歳	223	92	25	241	88	21
70歳以上	105	47	9	103	51	7
合計	1191	302	176	1193	293	122

【②】12月10日実施の安全衛生パトロールの様子



注：死傷者数は新型コロナウイルス感染症のり患によるものを除いたもの

(3) 労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

- 長時間労働者に対する医師による面接指導やストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策の指導の実施
- 産業保健活動の推進のため、香川産業保健総合支援センターが行う研修会や個別支援の利用勧奨の実施
- 治療と仕事の両立支援に関するガイドラインの周知啓発、香川県地域両立支援推進チームにおける関係者との連携強化、両立支援コーディネーター養成研修の周知・受講勧奨

<今年度の取組>

- ・全国労働衛生週間の準備月間である9月に各労働基準監督署において開催する説明会（県内7か所）において、メンタルヘルス対策、過重労働対策等の周知を図るとともに、香川産業保健総合支援センターと連携しての同センターの利用勧奨、両立支援コーディネーター養成研修の周知・受講勧奨の実施
- ・10月に香川産業保健総合支援センターと連携した香川健康づくり推進セミナーを開催【①】
- ・12月に治療と仕事の両立支援を推進するための香川県地域両立支援推進チームの連絡会を開催【②】

<今後の取組（来年度に向けた方針）>

- ・9月に各署において開催する全国労働衛生週間説明会において、各種労働衛生関係に係る対策等を周知
- ・10月に香川産業保健総合支援センターと連携した香川健康づくり推進セミナーを開催
- ・治療と仕事の両立支援を推進するための香川県地域両立支援推進チームの連絡会を開催

【①】10月2日開催の香川健康づくり推進セミナーの様子

(講演会場の様子)



(体験コーナーの様子)



(展示コーナーの様子)



【②】12月10日開催の香川県地域両立支援推進チーム連絡会の様子



(4) 労災保険給付の迅速・適正な処理

- 労災保険給付の請求について、標準処理期間内に完結するよう迅速な事務処理を行うとともに、適正に認定
- 特に社会的関心が高い過労死等事案をはじめとする複雑困難事案について、認定基準等に基づき、迅速・適正な事務処理を一層推進
- 労災保険の窓口業務について、引き続き相談者等に対する丁寧な説明や請求人に対する処理状況の連絡等の実施を徹底

<今年度の取組>

- ・過労死等事案、新型コロナウイルス感染症の請求事案について、認定基準に基づき適切に認定【①】【②】

<今後の取組（来年度に向けた方針）>

- ・過労死等事案については、組織的な対応を徹底し、認定基準の適切な運用により、的確な労災認定を実施
- ・引き続き、業務に起因して新型コロナウイルスに感染した場合は、労災保険給付の対象となることについて、周知の取り組み

【①】 過労死等事案の労災請求及び決定件数

	令和4年度			令和5年度			令和6年度			令和7年度 (1月末現在)		
	請求	支給決定	不支給決定	請求	支給決定	不支給決定	請求	支給決定	不支給決定	請求	支給決定	不支給決定
脳・心臓疾患	1	1	0	3	1	0	3	1	1	7	2	2
精神障害	9	1	6	17	6	5	23	12	8	18	5	10

【②】 過労死等事案の請求件数の多い業種（令和4年度～令和7年12月末）

脳・心臓疾患		
	業種 (大分類)	請求 件数
1	運輸業、郵便業	5
2	建設業	2
精神障害		
	業種 (大分類)	請求 件数
1	医療、福祉	13
2	卸売業、小売業	9

(1) フリーランス・事業者間取引適正化等法の履行確保等

- 令和6年11月1日に施行されたフリーランス・事業者間取引適正化等法について、フリーランスが安心して働ける環境を整備するため、ハラスメント防止措置などの就業環境整備を行っていない事業主に対し、調査・是正指導等により法の履行確保
- フリーランスから、委託事業者等との取引上のトラブルについて相談を受けた場合は、弁護士にワンストップで相談できる窓口「フリーランス・トラブル110番」を案内【①】

<今年度の取組>

- ・フリーランス・事業者間取引適正化等法の周知を図るとともに、年間計画に基づき、計画的な調査を行い、法違反を認めた場合は、是正指導等を実施【②】
- ・他法の報告徴収時において、フリーランスとの取引実績の有無を把握し、法制度について説明

<今後の取組(来年度に向けた方針)>

- ・フリーランスから法違反に関する申出があった場合には、遅滞なく申出内容を聴取し、委託事業者等に対する調査・是正指導等により履行確保
- ・相談や問合せの内容に応じて、労働局所管の事案には適切に対応するとともに、他の行政機関等が所管する事案については、取次ぎを実施【③】


【①】フリーランス・トラブル110番

フリーランスが発注事業者等との取引上のトラブルなどがある場合に弁護士にワンストップで相談できる窓口



フリーランス・トラブル110番

0120-532-110
(受付時間9:30~16:30 土日祝日を除く)



【②】企業への指導件数

	令和6年度	令和7年度 (12月末現在)
年間計画数	5件	50件
実績	5件	43件
進捗率	100.0%	86.0%

【③】法違反行為への対応・申出先行政機関

- 【公正取引委員会・中小企業庁】**
- ・取引条件の明示義務(3条)
 - ・期日における報酬支払義務(4条)
 - ・受領拒否・報酬の減額等の行為の禁止(5条)
 - ・報復行為の禁止(6条3項)
- 【厚生労働省】**
- ・募集情報の的確表示義務(12条)
 - ・育児介護等と業務の両立に対する配慮義務(13条)
 - ・ハラスメント対策に係る体制整備義務(14条)
 - ・中途解除等の事前予告・理由開示義務(16条)
 - ・報復行為の禁止(17条3項)

第3 賃金の引上げに向けた支援

1 事業場内最低賃金の引上げを図る中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた支援の強化

- 香川県内における生産性の向上、適切な価格転嫁等を通じた賃上げ等の気運を醸成するため地方版政労使会議である「香川働き方改革推進会議」を開催
- 生産性向上、正規雇用と非正規雇用の間の公正な待遇の確保、より高い処遇への労働移動等を通じ、労働市場全体の賃上げを支援するため、業務改善助成金を含めた「賃上げ」支援助成金パッケージについて周知
- 「香川働き方改革推進支援センター」のワンストップ窓口において生産性向上に取り組む事業者等に対する支援を実施【②】

<今年度の取組>

- ・令和8年1月に「賃金引上げに向けた取組」を全国統一のメインテーマとし、「賃金全体平均の向上を目指した女性活躍推進」を香川独自のサブテーマとして知事出席のもと地方版政労使会議である「香川働き方改革推進会議」を開催【①】
- ・賃上げの支援策について、各種助成金のほか、中小企業庁や日本政策金融公庫の支援も盛り込んだリーフレットにより周知
- ・「香川働き方改革推進支援センター」によるきめ細かな支援を実施【②】

<今後の取組（来年度に向けた方針）>

- ・引き続き、局、署所が一体となり、関係機関や団体とも連携しつつ、「賃上げ」に向けた機運の醸成を図るとともに当該パッケージにかかる広報を展開し助成金制度の活用を促進

【①】「香川働き方改革推進会議」の様子



【②】香川働き方改革推進支援センターHP



【③】主な助成金の申請件数

	令和6年度	令和7年度 (1月末現在)
業務改善助成金	332件	419件
働き方改革推進支援助成金	86件	50件
キャリアアップ助成金	502件	719件

2 最低賃金制度の適切な運営

- 香川地方最低賃金審議会の円滑な運営
- 改定された香川県最低賃金の周知及び履行確保

<今年度の取組>

- ・ 特定最低賃金（産業別最低賃金）の4業種（冷食、機械、船舶、電気）のうち、機械、船舶、電気の3業種については改正が行われ、機械は12月15日から、船舶、電気は12月28日から発効したが、冷食は、今年度も改正諮問がなく、令和3年度改定の特定最低賃金額が香川県最低賃金額を下回っており、10月18日から香川県最低賃金額が適用
- ・ 改正された香川県最低賃金及び特定最低賃金の履行確保のため、最低賃金の改正について当局ホームページにて周知するとともに、香川県及び県内の市町の広報誌への掲載依頼、各種団体等にポスター及びリーフレットを送付して周知広報依頼

<今後の取組（来年度に向けた方針）>

- ・ 最低賃金の改正に向けた香川地方最低賃金審議会の円滑な運営
- ・ 改定された香川県最低賃金の周知及び履行確保

【①】周知用リーフレット



【②】当局ホームページ



【③】周知広報の実績

周知広報依頼件数（機関・団体等）	資料送付件数	
393件	393件	
	県最賃	特定最賃
ホームページ掲載	県、10市町	県、7市町
広報誌掲載 (掲載予定含む)	県、全市町	5市町

3 同一労働同一賃金の遵守の徹底

- 同一労働同一賃金の履行を確保するため、効率的な報告徴収を行い、実効性のある是正指導を実施
- 男女の賃金の差異の公表義務が拡大された改正女性活躍推進法の周知を図るとともに、支援策の周知を行うことにより企業の自主的な取組を促進

<今年度の取組>

- ・労働基準監督署において同一労働同一賃金に係るチェックリストを回収し、労働局においては、主にチェックリストの内容から問題がある可能性が高い企業について報告徴収の対象とし、効率的な是正指導を実施【①】
- ・あらゆる機会を通じ、キャリアアップ助成金等の支援策について積極的な周知を実施【②】

<今後の取組（来年度に向けた方針）>

- ・追加の対応として労働基準監督署との連携により集団指導を行い、同一労働同一賃金に係る説明を実施
- ・引き続き同一労働同一賃金に係るチェックリストを活用して報告徴収を実施し、あらゆる機会にキャリアアップ助成金等を周知

【①】パートタイム・有期雇用労働法に基づく報告徴収の実績（1月末現在）

実施事業場	法違反等の内容	助言件数
実施事業場数 128事業場 情報入手件数 301件	労働条件の文書交付に関するもの	40件
	不合理な待遇の禁止に関するもの	16件
	通常の労働者への転換	35件
	措置内容の説明に関するもの	36件
	相談のための体制整備	26件
	事業主に対する援助	108件

※無料のコンサルティングの利用を希望したいと申出のあった企業情報を

香川働き方改革推進支援センターへ情報提供（1月末現在4件）

【②】キャリアアップ助成金（新コース）

